厚生労働省指定 医療的ケア教員講習会

本研修を修了するとこんなことができます!

- ★介護職員への喀痰吸引及び経管栄養の指導・教育(指導看護師となれる)
- ★実務者研修の「医療的ケア」の講師
- ★介護福祉士実務者研修修了者の実地研修の指導看護師(28 年度より)
- ★登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士に対する実地研修の指導看護師

入所施設で介護職が喀痰吸引を行う場合、50 時間の研修の受講が必須です。50 時間研修の中の 実地研修では、本研修を受講した方が介護職員に対し実地指導を行います。

本研修の修了者がいなければ、施設での実地指導は行えませんのでご注意ください。

平成24年度より厚生労働省の指定する喀痰吸引に関する研修(現在は50時間)の受講をすると介護職員等が施設において喀痰吸引または経管栄養を実施することが出来るようになりました。

一方、厚生労働省の指定する喀痰吸引に関する研修(現在は50時間)においては事業所における実地研修が義務付けられており、その実地研修は基本的には所属する事業所で行われることが(実地研修のリスク面からも)主流となっています。所属する事業所で実地を行うには、自分の事業所において本研修(医療的ケア教員講習会)を修了している正看護師が「厚生労働省の指定する喀痰吸引に関する研修(現在は50時間)」の受講者の評価・指導を担うことになります。

本研修では制度の解説、介護職員等に認められた安全な医行為の提供、清潔保持と感染予防等を座学にて理解を深め、演習においては、介護職員等にどう指導すればいいのかというポイントとその技能の向上を徹底的に図ります。大変豊富な指導経験と実績のある講師に1日みっちり鍛えていただく内容となっております。医療的ケア教員の資質向上を通して、実践的な知識及び技術を伴った介護職員等を養成することを目的

とします。 現場で指導するための参考となる評価基準と評価表、手順書、サブテキスト付

カリキュラム

- 1. 制度の概要 介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要
- 2. **医療的ケアの基礎** 感染予防、安全管理体制等について基礎的知識
- 3. 喀痰吸引 喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法
- 4. 経管栄養 経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法
- 5. 演習(4時間) 喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法 ※修了後、「医療的ケア教員講習会修了証」を発行。

講師:大瀧厚子 医療的ケア教員指導者/看護師/保健師/介護支援専門員/元特別養護者人ホーム施設長

日 程 3月19日 9:00~18:00 (30名までは当日修了)

受講料

場

会

18,000円 (テキスト代込)

お茶の水ケアサービス学院 東京都千代田区岩本町 1-10-3 JR 神田駅 徒歩 10分 年前・保健師・財産師主たけ正素護師の資格を取得した後、5年以上の実際経験を有する方

受講資格 申込方法 医師・保健師・助産師または正看護師の資格を取得した後、5年以上の実務経験を有する方。 ファックスでのお申込になります。支払方法 受講案内が届いた後のお振込み

問合せ先 お茶の水ケアサービス学院 TEL 03-3863-4000

ファックス 03-3863-4006

お名前	フリカナ		役職	
			事業所名	
住 所	(〒 −) (事業所・	自宅)	
TEL		FAX	e-mail	

※お申し込み後(申込日を1日目とします)、7日目以降のキャンセルについては、お振込前でも受講料の半額がかかります。また、申込日に拘らず3/5以降のキャンセルについては全額のキャンセル料がかかりますのでご注意下さい。※キャンセルのご連絡がない場合は、キャンセル扱いにはなりませんのでご注意下さい。